

第三期特定健康診査等実施計画

日本電気健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 03 月 12 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	生活習慣の改善意欲なしの割合は男性被保険者で23.7%であり、加入者の健康状態は様々に分布されていることが分かった。	➔ 健康への関心・維持管理の必要性を認識してもらうために、本人にとってわかりやすい情報発信により、ヘルスリテラシー向上を促す。
No.2	被扶養者の健診受診率は35.5%で、他の健保に比べて13.4ポイント低い。	➔ 健診受診率向上のため、未受診者への受診勧奨と、複雑化した健診コースの見直しを行う。
No.3	特定保健指導対象者は、2015年度10,362人から2016年度10,168人に減っているが、新たに対象者となった3,578人の内、317人が新40歳である。	➔ 生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善のために特定保健指導を行う。また、新40歳の流入を防ぐため、30歳代でも保健指導を行う。
No.4	新生物は受療率は低いが、患者あたり医療費は高く、がん種別では乳がんの医療費が最も高い。さらに、女性特有のがんは若年層からがん患者が上昇傾向であった。	➔ がん等の早期発見・早期治療を目的とするがん検診等を実施する。
No.5	健診結果が悪いにも関わらず通院していない被保険者が11,819人おり、うち399人が高リスク者である。	➔ 高リスクに対して、早期に医療を受けてもらうよう受診を促す。
No.6	2型糖尿病の医療費が増加しているが、年齢別受療率は横ばいであることから、重症化した可能性が考えられる。また、生活習慣病で通院中断している被保険者が1,056人おり、約半数は健診値もアンコントロールである。	➔ 中断している理由が本人の判断か、医師の指示によるものかは判断ができないが、通院を促し、本人の判断によって放置することによる重症化を防ぐ。
No.7	2017年11月の後発医薬品の数量シェアは71.8%であり、定めた数量シェア目標80%と比べて、8.2ポイント低い。	➔ 後発医薬品に切り替え余地がある対象者へ切り替えを促す。
No.8	歯科の年齢別受療率は50%で横ばいであり、半数は定期的な受診を行っていない。	➔ 歯科疾患の予防と歯の喪失防止のため、歯科健診の機会を提供する。
No.9	うつ病の受療率は他健保と比べて、各年代とも高い。	➔ 疾病やメンタルヘルス等の個別健康相談の窓口を設ける。
No.10	加齢とともに患者一人当たり医療費が増加し、60代から70代にかけて大きく増加する。	➔ 前期高齢者の健康管理のため、専門スタッフによる訪問健康相談を行う。
No.11	運動習慣なしの割合は男性被保険者44.2%、女性被保険者54.0%である。	➔ 運動習慣がない人に、運動の機会を提供する。

基本的な考え方
<p>特定健康診査等の基本的な考え方 平成20年に日本内科学会等内科系8学会が共同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。 ※平成20年～24年（第一期）、平成25年～29年（第二期）の実績を踏まえ、第三期計画を策定する。</p> <p>特定保健指導の基本的な考え方 生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。</p> <p>事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係 事業主が行う被保険者の定期健康診断について、当健康保険組合は特定健診項目にあたるデータを事業主から受領する。また、特定保健指導については、当健康保険組合が主体となって行うこととするが、保健スタッフを有し特定保健指導を実施できるリソースを持つ事業主については、その実施を委託する。これまで事業主が行ってきた産業保健指導については、事業主が必要性を判断して、従来通り事業主が実施する。</p>

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 -



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	<ul style="list-style-type: none"> ■個人の健康づくり取り組みを促すためのインセンティブを活用した事業を実施 ■検診・健診の対象者・受診状況の把握 ■健診結果、生活習慣改善等のアドバイスの掲載 ■会議体や文章等を通じて、被保険者の抱える健康課題を事業主と共有している
体制	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が受診希望日をWeb等を利用して予約し、主に事業主の健康管理センターで受診 ・勤務地の環境により健康管理センターを受診できない対象者は、外部医療機関でがん検診を定健代用できる

事業目標

特定健診の健診受診率を向上させ、生活習慣病の予防および改善を図る。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定健診・実施率	95%	96%	97%	98%	99%	100%
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	対象者への通知率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
受診率100%を達成するため、事業主から対象者全員へ通知と受診勧奨を実施する。	継続	継続
H33年度	H34年度	H35年度
継続	継続	継続

2 事業名 特定健診（任意継続者・被扶養者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者
方法	<ul style="list-style-type: none"> ■健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与 ■パート先や市区町村での健診受診者の問診票と健診結果の送付を通知で依頼 ■対象者の抽出（特定健診、節目健診対象者等の抽出） ■受診勧奨通知の送付（未受診者を対象に受診勧奨を実施）
体制	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者が集合契約A・B医療機関またはけんぽ共同健診の巡回健診を選択して予約受診 ■詳細検査希望者には、個別契約の医療機関で人間ドック・婦人健診・節目健診の受診が可能

事業目標

特定健診の健診受診率を向上させ、生活習慣病の予防および改善を図る。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	特定健診受診率	40%	48%	56%	64%	72%	80%
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
	受診券発送率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	H31年度	H32年度
受診率を向上させるため、10月に未受診者へ受診勧奨通知を郵送する。（目立つ封筒の検討や年度末は受診者が多く予約が取れないため、早めの予約を依頼する）パート先等で受診した対象者の健診データ（紙）・問診票を回収する。健診受診者にはインセンティブとしてポイントを付与する。郵送による血液検査（被扶養者向け）を実施する。	維持・継続	維持・継続
H33年度	H34年度	H35年度
維持・継続	維持・継続	維持・継続

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者	特定保健指導の受診率向上、生活習慣病、健康状態の改善。							
方法	<ul style="list-style-type: none"> ■特定保健指導終了者へポイントを付与 ■委託先の施設で実施（事業主の健康管理センター・医療機関・専門スタッフの派遣） ■対象者の抽出（動機付け支援・積極的支援） ■対象者へ利用券の発行（事業主・医療機関との連携・自宅への郵送） ■受診の促進（事業主との連携・受診勧奨、受診先の環境整備） 	評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	<ul style="list-style-type: none"> ■京浜地区で勤務する被保険者は事業主（産業医）の健康管理センターで保健指導を実施 ■京浜地区以外で勤務する被保険者は医療機関、委託先の専門スタッフ派遣により保健指導を実施 ■被保険者は就業時間内で保健指導を受けることができる ■任継・被扶養者は健保連が代表して契約している集合契約A・B施設を利用して実施 	特定保健指導実施率		35%	40%	45%	50%	55%	60%
実施計画		アウトプット指標		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
H30年度	H31年度	特定保健指導利用券発行率		100%	100%	100%	100%	100%	100%
被保険者は2年目対象者の受診促進の強化。受診率向上施策の1つとして遠隔操作による面談を検討する。被扶養者は受診先を集合契約A・Bと新たに自宅訪問指導を選択肢に加える。	維持・継続								
H33年度	H34年度								
維持・継続	維持・継続								

4 事業名 30歳代保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：一部の事業所、性別：男女、年齢：30～39、対象者分類：被保険者/基準該当者	生活習慣病防止と健康状態の改善。							
方法	<ul style="list-style-type: none"> ■特定保健指導終了者へポイントを付与 ■委託先の施設で実施（事業主の健康管理センター） ■対象者の抽出（動機付け支援・積極的支援） ■受診の促進（事業主との連携・受診勧奨） 	評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	<ul style="list-style-type: none"> ■京浜地区勤務者を対象に事業主（産業医）の健康管理センターで保健指導を実施 ■対象者は就業時間内で保健指導を受けることができる 	保健指導実施率		90%	92%	94%	96%	98%	100%
実施計画		アウトプット指標		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
H30年度	H31年度	受診勧奨通知の発送率		100%	100%	100%	100%	100%	100%
維持・継続	維持・継続								
H33年度	H34年度								
維持・継続	維持・継続								

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	63,400 / 81,500 = 77.8 %	65,200 / 80,400 = 81.1 %	67,070 / 79,500 = 84.4 %	68,680 / 78,500 = 87.5 %	70,200 / 77,500 = 90.6 %	71,500 / 76,300 = 93.7 %
		被保険者	53,000 / 56,400 = 94.0 %	53,300 / 55,600 = 95.9 %	53,350 / 55,000 = 97.0 %	53,200 / 54,300 = 98.0 %	53,000 / 53,600 = 98.9 %	52,700 / 52,700 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	10,400 / 25,100 = 41.4 %	11,900 / 24,800 = 48.0 %	13,720 / 24,500 = 56.0 %	15,480 / 24,200 = 64.0 %	17,200 / 23,900 = 72.0 %	18,800 / 23,600 = 79.7 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	3,990 / 11,400 = 35.0 %	4,590 / 11,470 = 40.0 %	5,190 / 11,530 = 45.0 %	5,770 / 11,540 = 50.0 %	6,330 / 11,510 = 55.0 %	6,860 / 11,440 = 60.0 %
		動機付け支援	1,880 / 6,040 = 31.1 %	2,200 / 5,960 = 36.9 %	2,540 / 5,880 = 43.2 %	2,880 / 5,770 = 49.9 %	3,230 / 5,640 = 57.3 %	3,570 / 5,490 = 65.0 %
		積極的支援	2,110 / 5,360 = 39.4 %	2,390 / 5,510 = 43.4 %	2,650 / 5,650 = 46.9 %	2,890 / 5,770 = 50.1 %	3,100 / 5,870 = 52.8 %	3,290 / 5,950 = 55.3 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
当健康保険組合は、日本電気健康保険組合「個人情報保護管理規程」を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健康保険組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合の保健事業グループおよびシステム開発グループの職員に限る。 外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、機関誌およびホームページに掲載する。
その他
-